

新型インフルエンザに関するお知らせ

現在流行中の新型インフルエンザは国内外の情報の蓄積によってかなりのことが判ってきました。少なくとも本邦においては今回の新型インフルエンザの危険性は毎年流行している季節型インフルエンザをほんの少し上回る程度と推測されています。当院では、今回の新型インフルエンザに最大の注意を払って対応しておりますがウイルスは眼に見えませんが完全な除去は困難です。一方でワクチンの供給が十分に追いついていないといえませんがインフルエンザ様症状を持つ患者さんのご理解とご協力が是非とも必要です。

新型インフルエンザ対策 3つの基本とお願い

1. 人にうつさない
インフルエンザにかかっていると思ったらできる限り外出を控える
止むをえず外出する時は咳エチケットを守る（咳エチケットとはマスクを適切に着用、咳をする時はティッシュなどで鼻と口を覆う、手を良く洗う）
学級閉鎖になったら決められた期間中は塾や遊びに出ない
2. うつらない
咳をしている人には近づかない、むやみに人ごみに出ない
手を良く洗う、うがいをする
規則正しい生活を心がける
3. あわてない
症状が軽い場合は日中のうちに近くのクリニックか、かかりつけ医を受診する
症状が重い場合、妊娠している場合、基礎疾患を持つ方はかかりつけ医に相談の上、救急病院を受診する

新型インフルエンザワクチンについて

新型インフルエンザワクチンは接種の順番が来るまで待っていただいております。国及び東京都からのお知らせにありますように新型インフルエンザワクチンの供給はまだ充分とは言えません。当院も例外ではありません。それぞれの医療機関では供給量に従って優先度を決めて接種をいたしますのでご了解いただけますようお願いいたします。

11月9日からワクチンの供給が始まるという報道がされています。

当院に対するワクチン供給は **11月6日に72回分、11月13日に285回分**（妊婦用を含む）と非常に少なく、まず**基礎疾患を持つ重症入院患者で退院予定している免疫抑制状態の方、基礎疾患を持つ1歳から10歳未満の小児、妊娠後期の妊婦を優先**してワクチンを接種することとしております。（ただし、2009.7以降に新型インフルエンザに罹患した方は除外です。）それ以降については供給されるワクチン数が決まり次第、関係診療科にお知らせいたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

インフルエンザ陽性と診断された方へ（治癒証明について）

当院で新型インフルエンザ感染症と診断された方で、登校・通勤に関する証明書を希望される場合、以下のことが必要となります。

- 発症後7日以上経過していて、更に解熱後2日以上経過していること

以上の項目を満たしている場合に感染性が無いものとの判断し、証明書を発行いたします。次回の受診は小児の場合は小児科、成人の場合は総合診療科、渡航者健康管理室を受診してください。

尚、登校・通勤許可に関しましてはそれぞれ所属施設の判断でなされると思いますのでお尋ねください。